

# 特定行為研修派遣支援事業費補助金交付要綱

令和 6 年 4 月 1 日  
福祉保健部医療政策課

## (趣旨)

第 1 条 県は、特定行為に係る看護師の研修制度を推進するため、予算で定めるところにより、特定行為研修又は認定看護師教育課程（B 課程）のため職員を派遣する医療機関等に対し、補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和 39 年宮崎県規則第 49 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

## (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定行為研修 保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）第 37 条の 2 第 2 項第 5 号に規定する指定研修機関による研修をいう。
- (2) 医療機関等 県内において開設される次のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院
  - イ 医療法第 1 条の 5 第 2 項に規定する診療所
  - ウ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 28 項に規定する介護老人保健施設
  - エ 介護保健法第 41 条第 1 項本文の指定に係る同法第 8 条第 1 項に規定する居宅サービス事業（同条第 4 項に規定する訪問看護に限る。）を行う事業所
  - オ 指定研修機関又は協力施設（申請予定機関を含む。）
- (3) 認定看護師 次に掲げる資格を有する者をいう。
  - ア 公益社団法人日本看護協会が定める認定看護師規程（以下「認定看護師規程」という。）に基づき認定された認定看護師の資格
  - イ 一般社団法人日本精神科看護協会が定める精神科認定看護師制度設置規則（以下「精神科認定看護師制度設置規則」という。）に基づき認定された精神科認定看護師の資格
- (4) 特定行為研修修了者 法第 37 条の 2 第 2 項第 4 号に規定する特定行為研修を受講し、修了した者をいう。
- (5) 認定看護師教育課程（B 課程） 認定看護師の育成を目的とした次に掲げる教育機関における認定看護分野ごとの認定看護師教育課程に特定行為研修を含むものをいう。
  - ア 認定看護師規程に基づき認定された認定看護師教育機関
  - イ 精神科認定看護師制度設置規則に基づき選定された精神科認定看護師教育機関

## (補助事業者)

第 3 条 第 1 条の補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 県税に未納がないこと。
- (2) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (3) 第 1 条の補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2

号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

(4) その他補助が適当でないことと知事が認める者でないこと。

#### (補助対象経費及び補助率等)

第4条 第1条の補助金の交付の対象となる経費は、特定行為研修又は認定看護師教育課程（B課程）（以下「特定行為等」という。）の派遣（入学検定料、入学料、授業料、旅費、住居費、需用費）に要する経費とし、それについての補助率は、2分の1以内とする。

2 補助額は、1人当たり60万円を上限とする。特定行為研修等が複数年度にわたる場合も、同様とする。

#### (補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

2 特定行為研修等が複数年度にわたる場合の申請は、年度ごとに行うものとする。

#### (申請書に添付すべき書類)

第6条 規則第3条第1号の事業計画書は別記様式第1号によるものとし、同条第2号の収支予算書は別記様式第2号によるものとする。

2 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 第3条第1号に係る納税証明書（県税に未納がないことの証明）（原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。）
- (2) 第3条第2号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（別記様式第3号）
- (3) 第3条第3号及び補助に際しての制限に係る誓約書（別記様式第4号）
- (4) その他知事が必要と認める書類

#### (補助条件)

第7条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 知事が規則第11条及び規則第12条の規定により報告を求め、又は実地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じること。
- (2) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。
- (3) 本補助金の交付を受けて認定看護師の資格を取得した看護職員又は特定行為研修を修了した看護職員に対して、県又は他の医療機関等から講師等の技術指導の実施や活動事例の発表等について要請があった場合には、当該看護職員を派遣するよう努めなければならないこと。
- (4) 次の事項に該当する場合には、交付を受けた補助金を県に返還しなければならないこと。

ア 本補助金の交付を受けて認定看護師教育課程（B課程）又は特定行為研修に派遣した看護職員が、これらの教育課程等を修了しなかった場合（病気、事故等やむを得ないと知事が認める場合を除く。）

イ 本補助金の交付を受けて認定看護師教育課程（B 課程）を修了した看護職員が当該教育課程を修了した年度の翌々年度末までに認定看護師の資格を取得しなかった場合（病気、事故等やむを得ないと知事が認める場合を除く。）

（5） 第4条第2項により本補助金の交付を受けた場合にあっては、第7条（4）の返還は前年度以前の本補助金についても返還しなければならないこと。

（6） その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

#### （申請の取下げのできる期限）

第8条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期限は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

#### （軽微な変更の範囲）

第9条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、次のとおりとする。

- （1） 実施時期の変更等の事業の趣旨を変えない事業内容の変更
- （2） 補助対象経費の合計額の20%以内の増減

#### （計画変更の承認）

第10条 規則第10条第2項の規定により、知事の指示を受けようとする場合は、変更の理由及び内容を記載した変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

#### （補助金の交付の方法）

第11条 この補助金は、精算払により交付する。

#### （実績報告）

第12条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までにしなければならない。

- （1） 事業実績書（別記様式第1号）
- （2） 収支決算書（別記様式第2号）
- （3） 事業の内容を明らかにする資料、写真等

2 第5条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

3 第5条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第5号により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

#### （書類の提出部数等）

第13条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度の予算に係る特定行為研修派遣支援事業費補助金から適用する。